

公共ライドシェア実証事業についてよくあるご質問

(令和8年8月14日更新)

Q 1. 公共ライドシェアとは何ですか？

A 1. 公共ライドシェアとは、バス、タクシー等の公共交通機関では、十分な輸送サービスが確保できない場合に、町と関係者間で協議が整った運送事業のことです。那賀町でも町役場や社会福祉協議会による町営バスやボランティアタクシー輸送が行われています。

Q 2. なぜ今回の実証を行うのですか？

A 2. 今回の実証は、既存の公共ライドシェアや那賀町の交通課題を解決するため、町内の交通資源（民間バス・町営バス・タクシー・公共ライドシェア）を協同化した運行団体を設置し、予約など必要に応じて配車を行うことにより効率的な運行を目指し、公共ライドシェアの本格運行に向けた実証および事業効果を検証することを目的としています。

Q 3. なぜ鶯敷地区では実施しないのですか？

A 3. 鶯敷地区は集落が市街地に密集しており、路線バスを比較的に利用しやすい環境にあることから今回の事業では実施しませんが、本格運行時は鶯敷地区でも実施予定です。

Q 4. 事業のスケジュールはどうなっていますか？

A 4. 今年10月から来年3月まで実証運行を行い、実証運行で得られた課題を改善して本格運行を実施する予定です。

Q 5. 支線（区域運行）と幹線（定時定路デマンド運行）はどのように違うのですか？

A 5. 支線（区域運行）は木頭、木沢＋上那賀、相生のそれぞれの地区内での移動にご利用いただき、幹線（定時定路デマンド運行）は、和無田から徳島バス南部の川口営業所までの長距離移動にご利用いただきます。

Q 6. なぜ支線と幹線を分けているのですか？乗り換えが煩わしいのですが？

A 6. 乗り換えなしの場合、片道1時間近くになりドライバーが長時間拘束され、その間の別の利用者のニーズに応えられないので区分しました。

Q 7. 支線の車両はどこに配置するのですか？

A 7. 現在、調整中ですが、相生と上那賀は各支所、木沢は老人福祉センター、木頭は文化会館への配置を予定しています。

Q 8. 目的地ごとに片道 600 円となるため、診療所等へ行ったついでに別の用事を済ませることができないのは不便ではないですか？

A 8. ついでの用事先で待機することで、他の需要に応じられないため、その都度の予約申し込みと運賃が必要となります。

Q 9. デマンドとは何ですか？

A 9. 利用者の予約に応じて車両を運行させることで、利用者は指定した時間に乗車することができます。

Q10. 公共ライドシェアを利用するための条件はありますか？

A10. 年齢や居住地による利用者登録の条件はありません。事前に利用者登録していただければ町外の方も含めてどなたでも利用できます。

Q11. 利用するための手続きはどのようにするのですか？

A11. 事前に無料の利用登録を行っていただきます。

Q12. 予約はいつまでにするのですか？当日予約もできますか？

A12. 詳しい予約方法は、運行開始までに説明会等によりお知らせします。

Q13. 予約なしでその日にすぐ乗ることはできますか？

A13. 支線であれば、事前に利用者登録がお済みで、車両がお近くにいる場合はご利用できます。

Q14. 予約が取れない場合はどうしたらよいのですか？

A14. 町内のタクシーや徳島バス南部の路線バスをご利用ください。

Q15. どこから乗り降りするのですか？

A15. 支線（区域運行）の場合は、ご自宅の所在地などをあらかじめ登録していただき、そこから乗り降りしていただきます。幹線（定時定路デマンド運行）は、現在のバス停を基本とした地点から乗り降りしていただきます。

Q16. 運賃はいくらでどこまで乗れるのですか？

A16. 支線（区域運行）は、木頭、木沢＋上那賀、相生の3地区で、それぞれのエリア内1回の利用につき600円です、ただし、木沢＋上那賀地区の方で相生地区の日野谷診療所を受診される方や、相生地区の方で上那賀病院を受診される方はエリアを越えて利用できます。幹線（定時定路線デマンド運行）は、川口～市宇～和無田の間の1回の利用につき400円です。

Q17. 運賃の支払方法は決まっていますか？

A17. 那賀町役場や各支所、徳島バス南部川口営業所で販売予定の回数券でご利用いただくことになります。

Q18. 高齢者バス券やタクシー半額利用者証は使えますか？

A18. 今回の公共ライドシェア利用時は、高齢者バス券やタクシー半額利用者証は使えません。なお、徳島バス南部のバスや通常のタクシーに乗車時は引き続き使えます。

Q19. こども運賃などの割引制度はないのですか？

A19. 未就学児や70歳以上の方、障がい者手帳などをお持ちの方は、回数券販売時に枚数をプラスして販売することにより実質割引となる制度を設けます。それ以外の方の割引制度はなく利用者一律の運賃になります。

Q20. 無料の病院バスはどうなりますか？

A20. 上那賀病院通院者への無料制度を残す選択肢も検討中です。

Q21. ボランティアタクシーはどうなりますか？

A21. 令和8年10月から、公共ライドシェアへの移行を予定しています。

Q22. おたすけ隊の外出付添はどうなりますか？

A22. これまでどおり利用できますが、おたすけ隊の外出付添の生活支援だけ、住民皆さんの意見を聴きながら、将来的には公共ライドシェアとの棲み分け（公共交通と生活支援の棲み分け）を考えています。

Q23. 町営バスやスクールバスはどうなりますか？

A23. 当分の間はこれまで通り運行しますが、将来的には公共ライドシェアへの移行を検討しています。

Q24. 今回の実証運行で、徳島バス南部の丹生谷線はどうなりますか？

A24. 丹生谷線の川口から和無田の区間については、9時30分から16時30分の便は徳島バス南部ではなく、予約制の公共ライドシェア（幹線）になりますので、今までどおり決まった時刻にバス停でお待ちいただいてもバスは来ませんのでご注意ください。必ず、事前の利用者登録と利用される便のコールセンターでの予約をお願いします。なお、上記以外の便はこれまでどおり徳島バス南部が運行します。また、丹生谷線の川口から阿南医療センター方面は公共ライドシェアの対象ではありませんので、今までどおりご利用できます。

Q25. 公共ライドシェアでは、徳島バス南部の定期券や回数券、ICOCA は利用
できますか？

A25. 公共ライドシェアは那賀町が主体となって運行する事業ですので、徳島
バス南部のこれらの乗車券は利用できませんのでご注意ください。

Q26. 通学定期で徳島バス南部を利用している学生について、短縮授業や部活
動で昼間に乗車する際は、公共ライドシェアの回数券を購入する必要が
ありますか。

A26. 実証運行期間中は公共ライドシェアの回数券でご利用いただくことにな
ります。

Q27. 無料や安いサービスがあるのに、なぜ高いサービスになるのですか？

A27. 支線（区域運行）では、タクシーのようにご自宅から目的地までご利用
できます。また、幹線（定時定路デマンド運行）の場合は、距離に応じて
運賃が高くなることなくご利用できます。こうした利便性向上のために新
たな運賃を導入しました。

Q28. 地域住民がドライバー候補ですが安全に利用できますか？

A28. 国土交通大臣認定の運転者講習を受講いただくほか、十分な研修を実施
した上で乗務しますので、安心してご利用ください。

Q29. 住民ドライバーの応募条件を教えてください。また、何名募集するの
ですか？

A29. 詳細は、町の広報誌や那賀町ケーブルテレビ、町のホームページなどを
通じて募集します。

Q30. 支線の住民ドライバーについて、ボランティアタクシーのドライバーが
応募できるように、年齢制限を 75 歳以上に引き上げできませんか？

A30. 第二種免許をお持ちの方や、ボランティアタクシーのドライバーの方は
年齢を問わず募集します。

Q31. 住民ドライバーは役場に採用されるのですか？

A31. 役場に雇用されるのではなく、運行事業者の共同体の枠組みに入ってい
ただきます。

Q32. 住民ドライバーの給与待遇はどんな内容ですか？

A32. 詳細は、ドライバー募集時にお知らせします。

Q33. 支線の住民ドライバーは、国土交通大臣認定講習の受講が必要とのこと

ですが、既に大臣認定講習を受講済の場合も新たに受講が必要でしょうか？

A 33. 既に大臣認定講習を受講済の方や、第二種免許をお持ちの方は受講不要です。

Q 34. 支線の住民ドライバーは、予約がなくても待機するのですか？

A 34. 当日の予約申し込みもありますので、車両の配置場所で待機していただくことになります。

Q 35. 観光客など町外の方は利用できますか？

A 35. 今回の事業では住民の方を対象としていますが、将来的には観光客など町外の方も利用できるように検討します。